

鹿島市自然の館 指定管理者募集要項

令和8年7月23日

鹿島市役所 産業部 農林水産課

鹿島市自然の館 指定管理者募集要項

鹿島市では、「鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条」に基づき、次の施設の指定管理者を募集します。

1 指定管理者公募の概要

鹿島市自然の館の管理運営につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）および鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）に基づき、指定管理者制度を導入しています。

現指定管理者との基本協定期間が令和9年3月31日をもって満了することに伴い、令和9年4月1日以降の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり募集します。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 鹿島市自然の館
- (2) 施設の所在地 鹿島市大字山浦 丙3871番地88
- (3) 管理運営する建物
 - 研修棟 1棟 木造平屋 211.04 m²
 - 宿泊棟 1棟 木造二階建 361.76 m²
 - 屋外公衆トイレ 1棟 木造平屋 14.40 m²
 - 車庫 1棟 木造平屋 17.36 m²
 - 東屋 1棟 木造平屋 21.84 m²
 - ボイラー庫 1棟
 - 上水道濾過設備庫 1棟
 - 上水道貯留水タンク 1槽
- (4) 管理する敷地面積 8,800 m²（別紙平面図）
- (5) 施設の種類、規模 研修室（定員50名）、
宿泊室（定員40名 5人部屋8室）、
展示室、食堂、厨房、浴室（男女各1）、洗面台
屋内トイレ、事務室、管理人室、屋外トイレ

3 施設の目的

市民が自然とのふれあいのなかで、森林の機能及び林業の役割について学習する機会を提供することにより、地域間交流の促進を図り、もって林業および地域の振興に寄与することを目的とします。

4 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という）

- (1) 施設の開館、閉館および当直等に関する業務
- (2) 利用者の受付、研修、宿泊、食事の提供等に関する業務
- (3) 利用の許可に関する業務

- (4) 利用料金の徴収および還付に関する業務
- (5) 施設および設備の維持管理に関する業務
- (6) 地域の振興に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 指定管理者の指定の期間

自：令和9年4月1日 至：令和12年3月31日（3年間）

6 申請者の資格

- (1) 鹿島市自然の館設置条例（平成16年条例第2号。以下「設置条例」という。）
第1条の設置目的に基づいた運営を行う法人またはその他の団体であり、かつ、令和8年8月18日または19日のいずれかの説明会に出席した者
- (2) 鹿島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第4項に規定する暴力団等でない者

7 管理の基準

- (1) 施設の管理運営について全般的なもの
設置条例、鹿島市自然の館設置条例施行規則（平成16年規則第13号。以下「設置規則」という。）、旅館業法（昭和23年法律第138号）および関係法令等を遵守し、上記3 施設の目的に沿った管理運営を行うものとします。
- (2) 開館時間
午前9時から午後5時までとする。ただし、研修室にあっては午前9時から午後9時まで、宿泊室、（宿泊のための利用に限る）にあっては午後2時から翌日の午前10時までとします。
- (3) 休館日
休館日は、毎週火曜日とします。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とします。
- (4) 利用料金
設置条例に定める額（下記利用料金表）の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。また、利用料金は指定管理者の収入として収受するものとします。

自然の館 利用料金表

利用施設	金額	備考
研修室	2時間につき 1,040 円	使用時間が2時間未満又は2時間未満の端数は2時間とする。
展示室	2時間につき 1,040 円	
宿泊室	1人1泊 高校生以上 3,000 円 中学生以下 1,800 円	宿泊とは午後2時から翌日の午前10時までとする。 (2泊以上する場合を除く。)

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により、鹿島市自然の館の管理を行うに当たって取り扱う個人情報を保護するために、個人情報の適正取り扱いの義務が課せられます。なお、詳細については協定の中で定めます。

(6) 管理運営する者の配置基準

館長 1 名、その他必要な職員

ただし、新たな職員を雇用する場合は、地元からの雇用に配慮するものとします。

(7) 管理運営する者が必要な資格など

地下燃料タンク 危険物取扱免許（丙種以上）

食堂での食事提供 食品衛生責任者

その他運営に必要な資格

8 指定管理者への委託料

委託料の内訳およびその金額については、指定管理者決定通知後に協議を行い決定し、基本協定書および年度協定書により契約するものとします。

市が指定管理者に支払う委託料は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うにあたって、市が適正であると認める金額の範囲内とします。具体的な金額については、指定管理者から提出していただく事業計画書や収支計画書などの内容も踏まえつつ、それまでの運営実績や市の財政状況なども総合的に考慮しながら、市と指定管理者で締結する協定書で定めるものとします。

9 施設および設備の維持管理

施設全般（建物、電気設備、機械設備、給排水設備等）の日常的な維持管理および軽微な修繕は、指定管理者で行うものとします。通常の使用による設備の故障については、その修繕金額や種類により分別し、年度協定協議により決定するものとします。

ただし、原形を変更するような大規模な修繕や模様替えは含まれないものとします。

10 定期点検、維持管理等に係る業務の第三者委託

定期的な清掃、設備（電気、機械、給排水）の定期点検や維持管理等を専門業者に委託することはできるものとします。

ただし、施設の管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできないものとします。

11 管理運営に関し発生した指定管理者が負担する賠償責任

指定管理者は、施設等の損傷等の原因が、指定管理者の管理運営に関し重大かつ明らかな過失によるものと認められるときは、鹿島市の指示により、その損害の全部ま

たは一部について損害賠償責任を負うものとします。

1 2 基本協定および年度協定の締結

指定管理者に決定した場合、3年間の基本協定および毎年ごとの年度協定を締結します。基本協定は運営について全体的な内容、また年度協定は運営に関する詳しい内容について契約するものとします。

1 3 指定管理者の選定基準

選定にあたっては、施設の目的を達成させるため最も効率的に管理運営ができる者を候補者として選定します。その後、鹿島市議会の議決を経て、指定管理者として決定したことを書面にて通知します。

候補者として選定する基準は、次のとおりとします。

- (1) 市民または利用者に対して、平等な利用が提供できるか。
- (2) 公共の宿泊・研修施設として、最低限の食事サービス等の提供ができる企業またはその他団体であるか。
- (3) 自然体験学習の場として、活用できるか。
- (4) さまざまなイベント事業を自主的に企画し、地元団体等と協力して、地域の振興につながる活用を計画しているか。
- (5) 管理運営に関して、経費の節減が図られた管理運営収支計画が立てられているか。
- (6) 自然の館を継続して安定的に運営ができる能力を有しているか。
- (7) 反社会的行為を行う、または法令遵守が見込めない団体でないか。

事業計画書については、その計画内容を審査し、必要に応じて聞き取り確認等を行う場合があります。

1 4 申請に必要な提出書類

申請者は、次に掲げる書類を提出するものとします。

- (1) 指定管理者指定申請書（別添 様式第1号（第4条関係））
- (2) 自然の館 事業計画書
- (3) 自然の館 収支予算書
- (4) 法人その他団体の定款、寄付行為若しくは規約またはこれらに類する書類
- (5) 法人その他団体の活動実績を示す書類
- (6) 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- (7) 課税されている団体にあつては、納税証明書
- (8) その他指定管理者として選定するために必要な書類

1 5 募集要項の配布期間および配布窓口

配布期間 自：令和8年8月3日（月） 至：令和8年8月13日（木）

配布日および時間 平日：午前9時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までは除く)
配布窓口 鹿島市役所 農林水産課 農山漁村係及び鹿島市ホームページ

1.6 質問等の受付

質問の受付期間 募集要項の配布期間と同じ期間とします。
受付窓口 下記1.9 問合せ先 とします。
質問の回答 説明会および鹿島市ホームページで回答します。
備考 質問は、原則として書面での提示とし、郵送、FAXでも受け付けるものとします。

1.7 申請書の提出期間、提出先および申請方法

申請期間 自：令和8年8月24日(月) 至：令和8年8月31日(月)
申請日および時間 平日：午前9時から午後4時まで
(ただし、正午から午後1時までは除く)
申請窓口 鹿島市役所 農林水産課 農山漁村係
申請方法 法人若しくはその他団体の代表者またはそれに所属する方が、持参し提出するものとします。内容確認のため、郵送またはFAXでの受付は行いません。

1.8 説明会の開催日時および場所

期日 令和8年8月18日または19日のいずれか
時間 午後2時から午後4時 まで
会場 鹿島市 自然の館
備考 申請にあっては、当説明会に出席することが条件となります。

※説明会への参加を希望される場合は、「説明会参加申込書(様式2)」に必要事項を記入の上、電子メール、郵送またはFAXで令和8年8月14日(金)までに事務局へご提出ください。

1.9 問合せ先

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1
鹿島市役所 農林水産課 農山漁村係
電話 0954-63-3413 FAX 0954-63-2313
E-mail norin@city.saga-kashima.lg.jp
受付時間 平日：午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時までは除く)

鹿 島 市 長 様

申請者住所

団体名称

代表者名

電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称 鹿島市自然の館

2 添付書類

様式第2号

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

鹿島市長 様

団体所在地

申込者 団体の名称

代表者氏名

1 施設名 鹿島市 自然の館

2 参加希望者

	役 職 名	氏 名
1		
2		

3 参加希望日 ※該当する日程を○で囲んでください（両日可の場合は両方○）

8月18日（火）	8月19日（水）

連絡先

団体の名称 :

担当者職・氏名:

電話番号 :

FAX番号 :

E-mail:

自然の館 指定管理者

別紙平面図

0 20 40 60 80 100 (m) 管理区域図 S=1:1000



■...管理区域

国有林林道

幅員=2.5m、延長=290m

健康とゆとりの森 遊歩道(東側)

幅員=2.0m、延長=87m

至 鹿島市

国道444号線

至 大村市

本城川

対岸部南側
幅員=2.5m、延長=100m

対岸部北側
幅員=2.0m、延長=60m

健康とゆとりの森 遊歩道

番号	名称	面積(m ²)
1	北側広場	2,405
2	自然の館(駐車場含む)	4,570
3	西側駐車場(屋外トイレ含む)	630
4	健康とゆとりの森 遊歩道	1,195
5	東側 2.5×290(m)	(725)
6	展望吊り橋 2.5×40(m)	(100)
7	対岸部北側 2.0×60(m)	(120)
8	対岸部南側 2.5×100(m)	(250)
合計		8,800

